

【共同漁業権】

免許番号	漁業権者	漁場の位置及び	漁場の区域	漁業の種類及び漁業時期	存続期間	関係地区	条件
海共第1号	鳥取県漁業協同組合 田後漁業協同組合	鳥取市福部町(平成16年11月1日市町村合併前の福部町の区域をいう。)及び岩美郡岩美町地先	区域次の基点第1号と(ア)を直線で結ぶ線、(ア)と(イ)を結ぶ最大高潮時距岸最大1,500メートルの線、基点第2号と(イ)を直線で結ぶ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域並びに海士島周辺200メートルの線によって囲まれた区域 基点第1号鳥取県と兵庫県の境界と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号鳥取市福部町湯山と同市浜坂の境界と最大高潮時海岸線との交点 (ア)基点第1号から331度10分(真方位)の線と最大高潮時距岸最大1,500メートルの線との交点 (イ)基点第2号から323度40分(真方位)の線と最大高潮時距岸最大1,500メートルの線との交点	わかめ漁業 2月1日から6月30日まで てんぐさ漁業 6月6日から8月31日まで あまのり(いわのり)漁業 11月1日から翌年5月31日まで もずく漁業 2月1日から8月31日まで くろも漁業 2月1日から5月31日まで あかもく漁業 3月1日から5月31日まで あわび漁業 1月1日から12月31日まで さざえ漁業 1月1日から12月31日まで いがい漁業 1月1日から12月31日まで ばい漁業 1月1日から12月31日まで かき漁業 1月1日から12月31日まで たこ漁業 1月1日から12月31日まで うに漁業 1月1日から12月31日まで なまこ漁業 1月1日から12月31日まで	平成25年9月1日から 令和5年8月31日まで	鳥取市福部町 及び岩美郡岩美町地先	公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。
海共第2号	鳥取県漁業協同組合	鳥取市(鳥取市福部町(平成16年11月1日市町村合併前の福部町の区域をいう。)及び鳥取市青谷町(平成16年11月1日市町村合併前の青谷町の区域をいう。)を除く。)地先	次の基点第2号と(ア)を直線で結ぶ線、(ア)と(イ)を結ぶ最大高潮時距岸最大1,500メートルの線、基点第7号と(イ)を直線で結ぶ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。ただし、基点第3号と基点第4号を直線で結ぶ線、基点第5号と(ウ)から(チ)までを順次直線で結ぶ線及び陸岸によって囲まれた区域、(ツ)から(ヌ)までを順次直線で結ぶ線及び(ヌ)と(ツ)を直線で結ぶ線によって囲まれた区域並びに(ノ)から(ラ)までを順次直線で結ぶ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域を除く。 基点第2号 鳥取市福部町湯山と同市浜坂の境界と最大高潮時海岸線との交点 基点第3号 鳥取港西防波堤北端 基点第4号 鳥取港鳥ヶ島南端 基点第5号 鳥取港第3防波堤北端 基点第6号 鳥ヶ島灯台の中心点 基点第7号 鳥取市気高町八東水と同市青谷町青谷の境界と最大高潮時海岸線との交点 基点第8号 北緯35度31分38.03秒、東経134度9分17.38秒の地点 (ア) 基点第2号から323度40分(真方位)の線と最大高潮時距岸最大1,500メートルの線との交点 (イ) 基点第7号から0度00分(磁針方位)の線と最大高潮時距岸最大1,500メートルの線との交点 (ウ) 基点第6号から9度30分(真方位)410メートルの点 (エ) 基点第6号から3度10分(真方位)482メートルの点 (オ) 基点第6号から29度30分(真方位)772メートルの点 (カ) 基点第6号から38度30分(真方位)1,036メートルの点 (キ) 基点第6号から38度00分(真方位)1,038メートルの点 (ク) 基点第6号から40度00分(真方位)1,115メートルの点 (ケ) 基点第6号から44度20分(真方位)1,086メートルの点 (コ) 基点第6号から65度30分(真方位)808メートルの点 (サ) 基点第6号から70度40分(真方位)790メートルの点 (シ) 基点第6号から85度30分(真方位)828メートルの点 (ス) 基点第6号から82度20分(真方位)1,005メートルの点 (セ) 基点第6号から81度30分(真方位)1,052メートルの点 (ソ) 基点第6号から94度00分(真方位)1,173メートルの点 (タ) 基点第6号から94度10分(真方位)1,171メートルの点 (チ) 基点第6号から102度30分(真方位)1,304メートルの点 (ツ) 基点第6号から307度30分(真方位)70メートルの点 (テ) 基点第6号から341度00分(真方位)199メートルの点 (ト) 基点第6号から12度30分(真方位)398メートルの点 (ナ) 基点第6号から15度00分(真方位)390メートルの点 (ニ) 基点第6号から346度30分(真方位)186メートルの点 (ヌ) 基点第6号から319度20分(真方位)57メートルの点 (ネ) 基点第8号から78度50分(真方位)650メートルの点 (ノ) (ネ)と(ハ)を結ぶ直線と最大高潮時海岸線との交点 (ハ) 基点第8号から73度20分(真方位)656メートルの点 (ヒ) 基点第8号から20度40分(真方位)245メートルの点 (フ) 基点第8号から16度30分(真方位)239メートルの点 (ヘ) 基点第8号から13度05分(真方位)225メートルの点 (ホ) 基点第8号から12度30分(真方位)208メートルの点 (マ) 基点第8号から30度30分(真方位)67メートルの点 (ミ) 基点第8号から301度00分(真方位)130メートルの点 (ム) 基点第8号から306度15分(真方位)138メートルの点 (メ) 基点第8号から300度30分(真方位)165メートルの点 (モ) 基点第8号から295度45分(真方位)160メートルの点 (ヤ) 基点第8号から278度00分(真方位)805メートルの点 (ユ) 基点第8号から275度50分(真方位)804メートルの点 (ヨ) 基点第8号から285度10分(真方位)150メートルの点 (ラ) (ヨ)と(リ)を結ぶ直線と最大高潮時海岸線との交点 (リ) 基点第8号から263度50分(真方位)150メートルの点	わかめ漁業 2月1日から6月30日まで てんぐさ漁業 6月6日から8月31日まで もずく漁業 2月1日から8月31日まで くろも漁業 2月1日から5月31日まで あかもく漁業 3月1日から5月31日まで あわび漁業 1月1日から12月31日まで さざえ漁業 1月1日から12月31日まで いがい漁業 1月1日から12月31日まで ばい漁業 1月1日から12月31日まで かき漁業 1月1日から12月31日まで たこ漁業 1月1日から12月31日まで うに漁業 1月1日から12月31日まで なまこ漁業 1月1日から12月31日まで	平成25年9月1日から 令和5年8月31日まで	鳥取市(鳥取市福部町及び鳥取市青谷町を除く。)	公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。

海共第3号	鳥取県漁業協同組合 中部漁業協同組合	鳥取市青谷町(平成16年11月1日市町村合併前の青谷町の区域をいう。)並びに東伯郡湯梨浜町及び北栄町地先	次の基点第7号と(ア)を直線で結ぶ線、(ア)と(イ)を結ぶ最大高潮時距岸最大1,500メートルの線、基点第12号と(イ)を直線で結ぶ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。ただし、基点第9号と基点第10号を直線で結ぶ線及び陸岸によって囲まれた区域を除く。 基点第7号鳥取市気高町八束水と同市青谷町青谷の境界と最大高潮時海岸線との交点基点第9号泊漁港北防波堤南西端基点第10号泊漁港第2西防波堤北端 基点第12号北栄町と琴浦町の境界と最大高潮時海岸線との交点 (ア)基点第7号から0度00分(磁針方位)の線と最大高潮時距岸最大1,500メートルの線との交点 (イ)基点第12号から353度40分(真方位)の線と最大高潮時距岸最大1,500メートルの線との交点	わかめ漁業 2月1日から6月30日まで てんぐさ漁業 6月6日から8月31日まで あまのり(いわのり)漁業 11月1日から翌年5月31日まで あかもく漁業 3月1日から5月31日まで あわび漁業 1月1日から12月31日まで さざえ漁業 1月1日から12月31日まで いがい漁業 1月1日から12月31日まで はまぐり漁業 1月1日から12月31日まで ばい漁業 1月1日から12月31日まで かき漁業 1月1日から12月31日まで たこ漁業 1月1日から12月31日まで うに漁業 1月1日から12月31日まで なまこ漁業 1月1日から12月31日まで	平成25年9月1日から 令和5年8月31日まで	鳥取市青谷町 並びに東伯郡 湯梨浜町及び 北栄町	
海共第4号	中部漁業協同組合	東伯郡北栄町地先	次の基点第11号と(ア)を直線で結ぶ線、(ア)と(イ)を結ぶ最大高潮時距岸最大1,000メートルの線、基点第12号と(イ)を直線で結ぶ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。ただし、(ウ)から(カ)までを順次直線で結ぶ線及び(カ)と(ウ)を直線で結ぶ線によって囲まれた区域を除く。 基点第11号 湯梨浜町と北栄町の境界と最大高潮時海岸線との交点 基点第12号 北栄町と琴浦町の境界と最大高潮時海岸線との交点 (ア) 基点第11号から358度40分(真方位)の線と最大高潮時距岸最大1,000メートルの線との交点 (イ) 基点第12号から353度40分(真方位)の線と最大高潮時距岸最大1,000メートルの線との交点 (ウ) 北緯35度30分32.58秒、東経133度51分5.82秒 (エ) 北緯35度30分39.78秒、東経133度50分1.80秒 (オ) (エ)から0度0分(真方位)の線と最大高潮時距岸最大1,000メートルの線との交点 (カ) (ウ)から0度0分(真方位)の線と最大高潮時距岸最大1,000メートルの線との交点	地びき網漁業 1月1日から12月31日まで	平成30年9月1日から 令和5年8月31日まで	東伯郡北栄町	ア 標識として一辺の長さが50センチメートル以上の旗をその部分が水面上1.5メートル以上の高さになるように設置しなければならない。 標識は、漁具の袋網部及び左右両側の袖網部にそれぞれ1箇所以上、計3箇所以上設置することとし、袋網部の標識には1本の竿に赤色旗及び白色旗を、右側の袖網部の標識には白色旗を、左側の袖網部の標識には赤色旗を用いるものとする。ただし、夜間にあっては、灯火を旗に代えて標識を設置しなければならない。 イ 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。
海共第5号	鳥取県漁業協同組合 赤碓町漁業協同組合	米子市淀江町(平成17年3月31日市町村合併前の淀江町の区域をいう。)、東伯郡琴浦町及び西伯郡大山町地先	次の基点第12号と(ア)を直線で結ぶ線、(ア)と(イ)を結ぶ最大高潮時距岸最大2,000メートルの線、基点第17号と(イ)を直線で結ぶ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。ただし、基点第13号と基点第14号を直線で結ぶ線及び陸岸によって囲まれた区域を除く。 基点第12号北栄町と琴浦町の境界と最大高潮時海岸線との交点基点第13号赤碓港東防波堤西端基点第14号赤碓港西防波堤北東端 基点第15号淀江漁港内防波堤(東)南西端基点第16号淀江漁港西防波堤北西端 基点第17号米子市淀江町佐陀と同市二本木の境界と最大高潮時海岸線との交点 (ア)基点第12号から353度40分(真方位)の線と最大高潮時距岸最大2,000メートルの線との交点(イ)基点第17号から13度10分(真方位)の線と最大高潮時距岸最大2,000メートルの線との交点以下余白	わかめ漁業 2月1日から6月30日まで てんぐさ漁業 6月6日から8月31日まで あまのり(いわのり)漁業 11月1日から翌年5月31日まで もずく漁業 2月1日から8月31日まで えごのり(いぎす)漁業 7月21日から8月31日まで くろも漁業 2月1日から5月31日まで あかもく漁業 3月1日から5月31日まで ひじき漁業 4月1日から6月30日まで あわび漁業 1月1日から12月31日まで さざえ漁業 1月1日から12月31日まで ばい漁業 1月1日から12月31日まで かき漁業 1月1日から12月31日まで いな漁業 1月1日から12月31日まで たこ漁業 1月1日から12月31日まで うに漁業 1月1日から12月31日まで なまこ漁業 1月1日から12月31日まで	平成25年9月1日から 令和5年8月31日まで	米子市淀江町、東伯郡琴浦町及び西伯郡大山町	公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。
海共第6号	米子市漁業協同組合	米子市(米子市淀江町を除く。)及び西伯郡日吉津村地先	次の基点第17号と(ア)を直線で結ぶ線、(ア)と(イ)を結ぶ最大高潮時距岸最大2,000メートルの線、基点第19号と(イ)を直線で結ぶ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 基点第17号 米子市淀江町佐陀と同市二本木の境界と最大高潮時海岸線との交点 基点第19号 米子市と境港市の境界と最大高潮時海岸線との交点 (ア) 基点第17号から13度10分(真方位)の線と最大高潮時距岸最大2,000メートルの線との交点 (イ) 基点第19号から66度00分(磁針方位)の線と最大高潮時距岸最大2,000メートルの線との交点	わかめ漁業 2月1日から6月10日まで てんぐさ漁業 6月6日から8月31日まで あまのり(いわのり)漁業 11月1日から翌年5月31日まで あわび漁業 1月1日から12月31日まで さざえ漁業 1月1日から12月31日まで いがい漁業 1月1日から12月31日まで ばい漁業 1月1日から12月31日まで かき漁業 1月1日から12月31日まで たこ漁業 1月1日から12月31日まで うに漁業 1月1日から12月31日まで なまこ漁業 1月1日から12月31日まで	平成25年9月1日から 令和5年8月31日まで	米子市(米子市淀江町を除く。)及び西伯郡日吉津村	公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。
海共第8号	鳥取県漁業協同組合	境港市地先	次の基点第19号と(ア)を直線で結ぶ線、(ア)と(イ)を結ぶ最大高潮時海岸線最大2,000メートルの線、基点第20号と(イ)を直線で結ぶ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域基点第19号米子市と境港市の境界と最大高潮時海岸線の交点基点第20号境港市新屋町3268-2地先新屋川左岸の標杭 (ア)基点第19号から66度00分(磁針方位)の線と最大高潮時距岸最大2,000メートルの線との交点 (イ)基点第20号から61度00分(真方位)の線と最大高潮時距岸最大2,000メートルの線との交点以下	ばい漁業 1月1日から12月31日まで たこ漁業 1月1日から12月31日まで なまこ漁業 1月1日から12月31日まで	平成25年9月1日から 令和5年8月31日まで	境港市	公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。